

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 休業要請と協力金の支給！

牧之原市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、静岡県の休業要請に合わせて次のとおり休業を要請いたします。

また、本要請に応じて、施設の使用停止（休業）に全面的に協力いただける市内企業及び個人事業主に対して、協力金を支給させていただきます。

（参考）静岡県の休業要請と協力金

静岡県の休業要請の対象になるのは、遊興施設等（キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、パブ、カラオケボックスほか）、運動・遊技施設等（スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ屋ほか）などです。

協力金の支給対象となる休業期間は、「令和2年4月27日（月）から5月6日（水）までのすべての期間」となりますので、ご注意ください。協力金の額は20万円です。

詳しくは、静岡県の専用相談窓口へお問い合わせください。

（050-5371-1191 又は 050-5371-1192。受付時間は午前9時から午後5時まで。土日祝日を含む）

牧之原市の休業要請と協力金

◆要請期間・対象施設・協力金は次のとおりです。

休業要請期間	令和2年4月29日（水）～5月6日（水）のすべての期間において休業を実施
対象施設	県の対象とならない飲食店・宿泊施設（ただし、本営業を休止し、テイクアウト・宅配サービスのみで切り替える営業は可とする）
協力金	30万円（1事業者当たり1回）
追加協力金	県からの協力金（20万円）の支給を受けた市内施設の事業者には、市から10万円を支給させていただきます。

◆申請に関する事項は、次のとおりです。

【申請期間】令和2年5月7日（木）以降を予定しています。

【申請書類】以下を想定していますが、確定後、様式等を市のホームページで公開します。

①協力金支給申請書

②営業実態が確認できる書類

（例：直近年度の確定申告書の写しのほか、直近の帳簿や、営業許可証の写しなど）

③休業の確認ができる書類（休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの）

（例：休業期間を告知したチラシ・ポスター・ホームページの写しや、店頭で休業期間を掲示している写真など）

④誓約書 ⑤振込先口座が分かる通帳等の写し

重要！

問い合わせ先：牧之原市商工振興課（電話：53-2647）